

「コロナ倒産」を回避する！ 危機対応の資金繰り対策
2 会社の再建は命の再建 （講師 村松謙一弁護士）

1 はじめに

私は、これまで、弁護士登録以来、40年近く、会社再建を専門として、私的再建、法的再建を含め200社以上の会社の再建に携わってきました。

そうした経験を通して、2001年の第153回参議院財政金融委員会でも述べたとおり、現在苦しんでおられる経営者の方々に、会社の再生は、「命」の再生である、決してあきらめないでほしいというメッセージをお伝えしたいと思っております。

2 日本の中小零細企業について

日本には約360万社（全企業数の約99.7%）の中小零細企業が存在しており、いわゆる大企業はわずか0.3%にすぎません。その大企業が中小零細企業に支えられて我が国の経済社会、ひいては国民の生活が成り立っています。また、この99.7%の中小零細企業に従事する従業員数は約2800万人といわれ、全就労人数の約70%を占めています。

そのため、これらの中小零細企業を救うということは我が国の社会経済を救うのみならず、2800万人の従業員及びそのご家族の方々の生命、生活を救うといっても過言ではありません。法律によって無機的に生まれた「法人」には、そこで働く「人間」が生きており、人と人とのつながりが有機的に絡み合っ社会に大きな影響力を与えている仕組みとなっています。だから「会社の救済」はまさに「人間の人生の救済」にほかならないのです。

これまで「自殺者」の数が、1998年から2011年までの間、年間3万人以上であり、そのうち、支払いができず倒産の不安に日々悩み苦しみを抜いた末に自らその命を絶ってしまうといった倒産等の経済問題で亡くなられた方が約7～8千人もいた事実を忘れてはなりません。人間にとって一番大事なものは「命」であり、その次が権利自由といった「人権」、「お金・財産」などは3番目に過ぎません。お金はまた作ることが可能ですが、命は一度失ったら取り戻すことはできません。

そして、一人の命の死は、家族や友人達の心も死なせてしまい、生き残った彼らの人生に一生その傷を残します。だから、お金のために命を捨てることなど絶対に考えてはいけません。

3 破産手続は権利であって義務でない、直ちに会社を閉める必要はない

では、新型コロナウイルスの影響で売上が消滅し、家賃や従業員の給料等の固定経費が払えなければ会社を閉めなければならないかということ、必ずしもそういうことはありません。我が国の法律では、会社を閉める破産手続は「権利」であ

って、「義務」ではないからです。

「従業員の給料」について、雇用調整助成金による方法、失業保険を活用する方法があります。「家賃」についても、賃料数か月分の「敷金」等を差し入れており、法的には単に家賃の不払いといった債務不履行のみでは解除し難いことを踏まえ、家主と減額や支払猶予の話し合いをすべき¹です。また、家主側に対しても、固定資産税や社会保険料といった公租公課の猶予²、減免³や賃料免除に係る損金処理の明確化⁴等の救済措置を政府は用意すべく調整中です。

現在も、雇用調整助成金の簡易迅速化、家賃支援、みなし失業給付等、日々新たな対応策が政府で検討されており、このようにして固定経費に対する対処は、決して不可能でなく、色々とその方法が考えられるものです。

4 結語

今日の新型コロナウイルスの問題も、過去の感染症問題と同様に「ワクチンの開発等」によりいずれ必ず収束に向かうものと思います。99.9%だめでも0.01%望みがある以上、希望を捨てないでください。

まっとうに頑張ってこられた経営者の皆様に対して、日弁連、弁護士会も、全力でサポートします。決してあきらめる必要はないのです。大丈夫です。何とかあります。

¹ 国土交通省 テナント賃料の支払いに係る要請：

<http://www.mlit.go.jp/report/press/content/001339166.pdf>

² 国税庁 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ（国税）：https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf

総務省 徴収猶予の「特例制度」（地方税）：

https://www.soumu.go.jp/main_content/000686229.pdf

日本年金機構 厚生年金保険料等の納付猶予の特例：

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/20200501.files/01.pdf>

³ 中小企業庁 2021年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置：

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei01.pdf>

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei02.pdf>

⁴ 国税庁 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係「問4 賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合」：

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>